

大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、大野郡 5 町 2 村合併協議会規約第 19 条第 2 項の規定に基づき、大野郡 5 町 2 村合併協議会（以下「協議会」という）の委員等の報酬及び費用弁償等について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第 2 条 協議会の委員等の報酬の額は、月額 4,600 円とする。ただし、合併関係町村の長、助役及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

2 前項の規定にかかわらず特に専門的知識が必要と会長が認めた委員等の報酬の額は、月額 8,800 円とする。

第 3 条 協議会の委員等が、職務のため旅行したときは、費用弁償として、別表により旅費を支給することができる。ただし、合併関係町村の長、助役及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

（委任）

第 4 条 この規程に定めるもののほか協議会の委員等の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 1 月 20 日から施行する。

別表（第3条関係）

鉄道賃	車賃 (1 kmにつき)	日 当		宿泊料 (1 夜につき)
		郡内 (1 日)	県内 (1 日)	
2 等運賃 (普通運賃)	4 0 円	1 , 0 0 0 円	2 , 2 0 0 円	1 0 , 0 0 0 円

ただし、県外旅行の場合は、日当、宿泊料を上記表金額に3割を加算した額とし、東京出張の場合に限り、その出張1日につき、都内車賃として2,000円を追加して支給をする。